

介助犬シンシアの銅像、JR 宝塚駅に 身体障害者補助犬法制定の立役者、相次いで功労される

2006年に亡くなった介助犬シンシアの銅像が完成し、3月14日、JR宝塚駅の改札前で除幕式が行われた。国会議員に法制定を働きかけた高柳友子・日本介助犬協会事務局長は1月9日、東京弁護士会の第29回人権賞を受賞した。シンシアの使用者は兵庫県宝塚市在住の木村佳友さん。銅像は同市が寄付を募り、「すべての人にやさしいまちづくり」のシンボルとして設置した。同市は1999年、「シンシアのまち宝塚」を宣言し、全国に先駆けて介助犬支援を始めた。補助犬法制定の原動力となった木村さんは「シンシアの銅像が忠犬ハチ公のように待ち合わせの名所として広く認知され、やさしいまちづくりを考えるきっかけになってくれるとうれしい」と話した。補助犬法は2002年5月、議員立法により成立。当時、衆議院議員として立法に携わった中川智子・同市長はシンシアとの思い出を語り、「補助犬法によって、障害者がもっと社会参加できることを広め

る任務が宝塚市にはある」と話した。

東京弁護士会の人権賞を受賞した高柳さんは介助犬の普及、障害者の社会参加に寄与したことが評価された。高柳さんは2月26日、受賞を祝う会で「補助犬法はまだ認知度が低い。弁護士さんにももっと知ってほしい」とあいさつした。祝う会には、身体障害者補助犬を推進する議員の会の尾辻秀久会長ら国会議員が多数参列。補助犬のさらなる普及に向けた決意をそれぞれ表明した。

補助犬法は補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴する障害者の受け入れ拒否を禁じ、良質な補助犬を育成することが狙い。しかし、成立から12年たった今も同伴拒否が無くなっていない。厚生労働省によると、今年2月1日現在の補助犬の実働数は盲導犬1,010頭、介助犬71頭、聴導犬57頭。いずれも同法施行直後より増えている。

（福祉新聞・第2708号 2015年3月23日）

指定難病に196疾病追加 7月から医療費助成へ

厚生労働省（厚労省）の検討委員会は3月19日、難病医療法に基づき医療費を助成する「指定難病」について、第2次分として196疾病を選定した。パブリックコメントを経て決定し、7月から助成を開始する。第1次分の指定で1月から110疾病に助成が始まっており、これで当面の助成対象となる計306疾病がそろった。患者数は約150万人に拡大する。

新たに選ばれたのは全身の筋肉が萎縮する「筋ジストロフィー」（約2万5,400人）、骨が弱く変形する「骨形成不全症」（約6,000人）、発育が進まず早期に老化する「コケイン症候群」（100人未満）など。

検討委員会は、厚労省研究班の研究事業や子供の難病助成の対象で、十分な情報が得られた計615疾病の中から、第2次実施分を選定。要件を満たすと判断した225疾病について、類似するものを統合したり、1つの疾病を複数に分割したりして196疾病に整理した。がん、精神疾患など、難病医療法とは

別の法律で対策が進められている疾病は除外した。また、第3次実施分は秋以降に情報収集を始め、来年度中に検討に入る予定。

助成されるのは、発病の機構が不明、治療方法が未確立、長期の療養が必要、患者数が人口の0.15%（18万人）未満、客観的な診断基準が確立の5要件を満たす疾病で、軽症者は原則として対象外となる。

難病医療法は、昨年5月に成立。検討委員会が助成対象となる指定難病を選定し、今年1月から先行して110疾病に助成が始まっている。

一方、指定難病の選定を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病の範囲も、現在の151疾病から拡大に向けて見直される。障害福祉サービスを利用できる難病については、指定難病より要件は少なく、治療方法が未確立、長期の療養が必要、客観的な診断基準が確立の3点から検討する。

（福祉新聞・第2709号 2015年3月30日）